

荒川区不燃化特区整備促進事業助成金交付要綱

平成 25 年 11 月 29 日制定
(25 荒防防第 1506 号)
(副 区 長 決 定)
平成 26 年 10 月 14 日一部改正
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 11 月 1 日一部改正
平成 28 年 3 月 31 日一部改正
平成 28 年 7 月 29 日一部改正
平成 29 年 3 月 31 日一部改正
令和 2 年 9 月 30 日一部改正
令和 3 年 3 月 31 日一部改正
令和 4 年 3 月 31 日一部改正
令和 5 年 3 月 31 日一部改正
令和 6 年 3 月 29 日一部改正
令和 6 年 12 月 2 日一部改正
令和 7 年 3 月 31 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、荒川区不燃化特区整備促進事業において、老朽木造建築物を除却して不燃化建築物に建て替える建築主又は老朽木造建築物若しくは危険老朽建築物の除却工事を実施する所有者に対し、その費用の一部を助成することにより、地域の不燃化を促進して防災性の向上を図ることを目的とする。

(通則)

第 2 条 荒川区不燃化特区整備促進事業の助成金（以下「助成金」という。）の交付に関しては、荒川区補助金等交付規則（昭和 62 年荒川区規則第 27 号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 荒川区不燃化特区整備促進事業 荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱（平成 21

- 年 3 月 31 日付け 20 荒都住第 1181 号) に規定する荒川区不燃化特区整備促進事業をいう。
- (2) 不燃化特区 東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱(平成 25 年 3 月 29 日付け 24 都市整防第 598 号)に基づき、東京都知事が指定した不燃化推進特定整備地区をいう。
- (3) 建築主 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 2 条第 16 号に規定する建築主をいう。
- (4) 老朽木造建築物 法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部が木造である建築物(木造との混構造である建築物を含む。)であって、耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表第 1 に定める耐用年数をいう。)の 3 分の 2 の年数を経過しているもの又は荒川区不燃化特区危険老朽木造住宅除却事業実施要綱(平成 26 年 4 月 30 日付け 26 荒防第 118 号)第 2 条第 4 号イに該当するもの(同条第 2 号イに規定する被災建築物等であるものに限る。)をいう。
- (5) 危険老朽建築物 荒川区不燃化特区危険老朽木造住宅除却事業実施要綱第 2 条第 4 号ア又はイのいずれかに該当する建築物をいう。
- (6) 不燃化建築物 法第 53 条第 3 項第 1 号イに規定する耐火建築物等又は同号ロに規定する準耐火建築物等をいう。
- (7) 除却工事 老朽木造建築物及び危険老朽建築物の全て並びにこれらに付属する工作物の除却工事をいう。
- (8) 無接道敷地 法第 43 条第 1 項の規定に適合しない建築物の敷地(同条第 2 項の規定により同条第 1 項の規定の適用を受けない建築物の敷地を除く。)をいう。
- (9) 整備計画 住宅市街地総合整備事業制度要綱(平成 16 年 4 月 1 日付け国住市第 350 号)第 5 に基づき、区長が策定し、かつ、国土交通大臣の承認を受けた整備計画をいう。
- (10) ガイドライン 東京都防災密集地域総合整備事業制度要綱(平成 18 年 3 月 31 日付け 17 都市整防 809 号。以下「都密集制度要綱」という。)第 15 に基づき、区長が策定し、かつ、東京都知事の承認を受けたガイドラインをいう。
- (11) 法定外公共物 荒川区(以下「区」という。)内の国土交通省が所管していた旧里道、旧水路等のうち道路法(昭和 27 年法律第 180 号)、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)等が適用されないもので、国有財産特別措置法(昭和 27 年法律第 219 号)第 5 条第 1 項第 5 号の規定により区に譲渡された土地をいう。
- (12) 境界確定 境界確定の事務手続に関する要綱(平成 15 年 4 月 1 日付け 15 荒土管発第 347 号)第 2 条第 1 号に規定する境界確定をいう。
- (13) 軽微な変更 第 8 条第 4 項の規定による内定の通知に係る内容についての次に掲げる変更のうち、同項の規定による内定の通知に係る建築物が当該変更後において第 6 条の規定その他の法令等の規定に適合することが明らかなものをいう。

ア 敷地面積の変更

イ 第7条第1項に規定する費用の変更（第8条第4項の規定により通知された助成予定金額の総額（以下「助成予定金額」という。）に増額が生じないもの及び第7条第1項に掲げる費用の区分ごとにそれぞれ10パーセント以上の減額が生じないものに限る。）

ウ 不燃化建築物の計画の変更（助成予定金額に増額が生じないもの及び第7条第1項に掲げる費用の区分ごとにそれぞれ10パーセント以上の減額が生じないものに限る。）

エ 第8条第2項の規定による申請を行った者の転居に伴う住所の変更

オ 第8条第2項の規定による申請を行った者の婚姻等による氏名の変更

カ 不燃化建築物の建築場所の変更を伴わない地名地番及び住居表示の変更

（助成の対象）

第4条 この要綱による助成の対象は、次に掲げる工事等とする。

- （1） 老朽木造建築物の除却を伴う不燃化建築物への建替え
- （2） 不燃化建築物の敷地における法定外公共物の土地測量等
- （3） 老朽木造建築物又は危険老朽建築物の除却

（助成対象者）

第5条 この要綱による助成金の交付を受けることができるもの（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

（1） 前条第3号に規定する除却をする場合は当該除却をする老朽木造建築物若しくは危険老朽建築物の所有者（共有の場合にあっては、全ての共有者の代表者）又は当該除却をする老朽木造建築物若しくは危険老朽建築物の存する土地の所有者（当該土地の所有者による除却について、当該除却をする老朽木造建築物又は危険老朽建築物の所有者（共有の場合にあっては、全ての共有者の代表者）による承諾がある場合に限る。）であり、同条第1号に規定する建替えをする場合は当該建替えをする不燃化建築物の建築主（複数の場合にあっては、全ての建築主の代表者）であること。

（2） 前号の所有者又は建築主が法人である場合にあっては、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者を除く。）又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等であること。

（3） 住民税（法人の場合にあっては、法人住民税）、国民健康保険料を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるものについては、助成対象者とすることができる。

（助成対象建築物）

第6条 この要綱による助成の対象となる建築物は、第4条第1号又は第3号の老朽木造建築物及び同号の危険老朽建築物にあっては、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 不燃化特区の区域内にあること。
- (2) 第4条第3号の老朽木造建築物については、木造との混構造である老朽木造建築物でないこと。
- (3) 国、東京都及び区が行う事業のうち除却工事に伴う他の助成金、補助金、分担金等の交付を受ける建築物ではないこと。

2 この要綱による助成の対象となる建築物は、第4条第1号及び第2号の不燃化建築物にあっては、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 前項の建築物の存する土地を含む敷地（当該建築物の敷地が無接道敷地である場合にあっては、不燃化特区の区域内の敷地）、又は防災都市づくり部長が別に定める基準に該当するものにおいて建築するものであること。
- (2) 建築物の形状、外壁の色彩、材質、仕上げ等については、周囲の環境に十分配慮し、不燃化特区の住環境の向上に資するものとする。
- (3) 整備計画又はガイドラインにより、前面道路の幅員が定められているときは、建築物を当該幅員まで後退すること。この場合において、後退した区域には、門、塀、擁壁、広告物、自動販売機、花壇、プランター等の交通の妨げになるような工作物等を設置しないこと。ただし、公益上必要なもので用途上又は構造上やむを得ないものはこの限りでない。
- (4) 次のいずれにも該当すること。

ア 法令及び建築基準関係規定に適合すること。

イ 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当すること。

荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成19年荒川区条例第29号）の規定の適用を受ける場合	その建築主が、荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則（平成19年荒川区規則第47号）第19条第2項の規定による交付を受けていること。
荒川区市街地整備指導要綱（平成9年9月1日9荒街都発第87号）第3条に規定する事業として建築される場合	その事業者（荒川区市街地整備指導要綱第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。）が、同要綱第22条の規定による区の確認を受けていること。
その建築に当たり荒川区みどりの保護育成条例（昭和55年荒川区条例第7号）第19条	荒川区みどりの保護育成条例第19条第1項の規定により認定を受けた者が荒川区みどり

に規定する開発行為等が行われる場合	の保護育成条例施行規則（昭和５５年荒川区規則第２６号）第１５条第４項の規定による完了届を提出していること。
その敷地について後退用地等整地（荒川区細街路拡幅整備要綱（昭和５９年３月２６日５９荒都建発第３５号）第３第１項第７号に規定する後退用地等整地をいう。）が行われる場合	その建築主等（荒川区細街路拡幅整備要綱第３条第１項第６号に規定する建築主等をいう。）が、同要綱第６条の規定による承諾書を提出していること。

- （５） 別表第１に掲げる要件を満たすこと。
- （６） 法第８５条第５項に規定する仮設建築物又は高架の工作物内に設ける建築物ではないこと。
- （７） 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第６項に規定する都市計画施設の区域内の建築物（建築物の一部が施行区域内に係る場合にあっては、当該区域内に係る部分）ではないこと。
- （８） 都市再開発法（昭和４４年法律第３８号）第２条第１号に規定する市街地再開発事業の施行区域内の建築物ではないこと。
- （９） 都市計画法第１２条の４第１項第１号に規定する地区計画で定められた地区施設のうち、防災都市づくり部長が指定したものの区域内の建築物（建築物の一部が地区施設の区域内に係る場合にあっては、当該区域内に係る部分）ではないこと。
- （１０） 前項の建築物の敷地が無接道敷地である場合は、当該建築物の所有者が建築主であること。
- （１１） 国、東京都及び区が行う事業のうち建築工事に伴う他の助成金、補助金、分担金等の交付を受ける建築物ではないこと。

（助成金の対象費用及び額）

第７条 助成金の対象となる費用は、次項に規定する除却工事費、建築設計・工事監理費、建築工事費及び土地測量費とする。

- ２ 助成金の額は、予算の範囲内において、別表第２に掲げる費用の区分に応じ、当該費用の区分ごとにそれぞれ定める額（消費税相当額を除く。）の合計額とする。
- ３ 前項の規定により算出した助成金の額に１０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
- ４ 第２項の規定にかかわらず、他の事業により補償を受ける場合にあっては、別表第２に掲げる費用のうち、補償の対象となった部分に係る費用は、助成の対象としない。

(助成対象の内定申請等)

第8条 この要綱の規定に基づき助成金の交付を受けようとする者（複数の場合にあってはその代表者）（以下「内定申請者」という。）は、あらかじめ区長に対し事前相談をするものとする。

2 内定申請者は、除却工事に着手する前（建築工事を先に行う場合にあっては、建築工事に着手する前）に、助成対象内定申請書（別記第1号様式）に別表第3に掲げる関係書類を添えて区長に提出しなければならない。

3 内定申請者が前項の申請を取り下げようとするときは、取下げ届出書（別記第2号様式）を区長に提出しなければならない。

4 区長は、第2項の助成対象内定申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成対象と認めたときは、その旨を内定し、助成対象内定通知書（別記第3号様式）により内定申請者に通知するものとする。

5 区長は、前項の規定による通知に際しては、別紙1の助成内定条件を付すものとする。

6 区長は、第4項の規定による審査の結果、助成対象と認めないときは、その旨を決定し、助成非対象通知書（別記第4号様式）により、内定申請者に通知するものとする。

(立入調査、指導・助言及び状況報告)

第9条 区長は、必要に応じて、前条第4項の助成対象内定通知を受けた者（以下「内定者」という。）に対し、助成に係る建築物に立ち入り、調査することができる。

2 区長は、必要に応じて、内定者に対し、助成の対象となる不燃化建築物について防災性能の強化が図られるよう助言若しくは指導を行い、又は条件を付すことができる。

3 区長は、必要に応じて、内定者に対し、助成に係る工事等の遂行状況の報告を求めることができる。

(着工報告)

第10条 内定者は、除却工事又は建築工事に着手したときは、着工報告書（別記第5号様式）に、別表第3に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 内定者は、前項の規定により着工報告書を提出する前に軽微な変更をしたときは、同項の規定により提出する着工報告書に当該軽微な変更の内容を記載しなければならない。

(変更の承認申請等)

第11条 内定者は、第8条第4項の規定による内定の通知内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（別記第6号様式）に別表第3に掲げる関係書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 内定者が前項の変更承認申請書を取り下げるときは、取下げ届出書（別記第2号様式）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更が必要と認め

たときは、変更の承認を決定し、変更承認通知書（別記第 7 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

4 区長は、前項の規定による通知に際しては、別紙 1 の助成内定条件を付すものとする。

5 区長は、第 3 項の規定による審査の結果、その内容が不相当と認めたときは、変更の不承認を決定し、変更不承認通知書（別記第 8 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（内定の取消し）

第 12 条 区長は、内定者が次の各号のいずれかに該当したときは、第 8 条第 4 項の規定による内定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 別紙 1 の助成内定条件に違反したとき。

（2） 偽りその他不正の手段により助成対象の内定を受けたとき。

（3） 前 2 号に定めるもののほか、助成対象の内定の内容又は法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、内定取消通知書（別記第 9 号様式）により内定者に通知するものとする。

（取りやめ等）

第 13 条 内定者が、第 8 条第 4 項による助成対象内定通知を受けた工事を取りやめ、又は中止したときは、工事取りやめ届出書（別記第 10 号様式）を区長に提出しなければならない。

（完了報告及び助成金の交付申請等）

第 14 条 内定者は、除却工事、建築工事及び第 6 条第 2 項第 4 号の条例及び要綱に基づく工事が全て完了したときは、工事完了後速やかに、完了報告・助成金交付申請書（別記第 11 号様式）に別表第 3 に掲げる書類を添えて区長に提出し、助成金の交付決定を求めなければならない。

2 内定者は、第 10 条第 1 項の規定により着工報告書を提出した後に軽微な変更をしたときは、前項の規定により提出する完了報告・助成金交付申請書に当該軽微な変更の内容を記載しなければならない。

（助成金の交付決定）

第 15 条 区長は、完了報告・助成金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、現地を確認した上で、助成金の交付の適否及びその額を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金を交付するものと決定したときは、助成金交付決定通知書（別記第 12 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による交付の決定に際しては、別紙 2 の助成金交付条件を付すものとする。

4 区長は、第 1 項の規定により助成金を交付しないと決定したときは、助成金不交付決定通知書（別記第 13 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（受領の委任）

第16条 前条第2項の規定により助成金交付決定通知を受けた者（第4条第3号に規定する除却をする除却工事に係る助成金交付決定通知を受けた者に限る。）は、助成金の受領を、当該除却工事を請け負った者（以下「除却工事業者」という。）に委任することができる。

2 前項の規定により助成金の受領を委任された除却工事業者は、委任状を区長に提出するものとする。

（助成金の交付請求及び交付）

第17条 第15条第2項の規定により助成金交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成金請求書（別記第14号様式）により、区長に助成金の交付を請求することができる。

2 区長は、前項の助成金請求書が提出されたときは、交付決定者又は前条の規定により助成金の受領の委任を受けた除却工事業者に助成金を交付するものとする。

（助成金交付後の状況確認）

第18条 区長は、必要があると認めたときは、交付決定者に区長が指定する書類を提出させ、内容の確認を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第19条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（2） 助成金を他の用途に使用したとき。

（3） 前2号に定めるもののほか、助成金の交付決定の内容又は別紙2の助成金交付条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、助成金交付決定取消通知書（別記第15号様式）により交付決定者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に対して既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（建築物の管理義務等）

第20条 交付決定者は、この要綱で助成した不燃化建築物（以下「助成不燃化建築物」という。）を常に防災上安全かつ良好な状態に管理しなければならない。

2 交付決定者は、助成不燃化建築物を助成金の交付の目的に反して使用し、除却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、助成金の目的、交付額又は助成不燃化建築物の耐用年数を勘案して、区長が必要ないと認めるときは、この限りでない。

（その他）

第21条 この要綱の実施について必要な事項は、防災都市づくり部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、既に内定を受けているものについては従前の要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に内定者である者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に第9条第1項に規定する内定者である者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に第8条第4項の規定による助成対象内定通知を受けた者について適用し、同日前に同項の規定による助成対象内定通知を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 第8条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、除却工事に着手した後（建築工事を先に行う場合にあつては、建築工事に着手した後）に、同項に規定する関係書類を添えて申請することができる。

（1） 令和元年10月1日以後に、危険老朽建築物（老朽木造建築物に該当する危険老朽建築物に限る。以下同じ。）の除却工事について第8条第4項の規定による助成対象内定通知を受けた者又は老朽木造建築物の除却工事に着手した者のうち、次のいずれにも該当するものの

ア 令和3年3月31日（第6条第2項第3号の前面道路の幅員が定められている敷地における工事に係る申請にあつては、令和4年3月31日）までに不燃化建築物（第6条第2

項各号の規定に適合するものに限る。以下同じ。)の建築工事に着手しているもの

イ 第5条の規定に適合するもの

(2) 令和元年10月1日以後に危険老朽建築物の除却工事について第8条第4項の規定による助成対象内定通知を受けた者の3親等以内の親族のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 令和3年3月31日(第6条第2項第3号の前面道路の幅員が定められている敷地における工事に係る申請にあっては、令和4年3月31日)までに不燃化建築物の建築工事に着手しているもの

イ 第5条の規定に適合するもの

4 前項の規定による申請は、令和3年3月31日(第6条第2項第3号の前面道路の幅員が定められている敷地における工事に係る申請にあっては、令和4年3月31日)までに行わなければならない。

5 第3項の規定により不燃化建築物の建築工事又は除却工事に係る助成金の申請を行う場合において交付を受ける助成金の額は、第2項の規定にかかわらず、第3項第1号及び第2号に規定する除却工事について第8条第4項の規定による助成対象内定通知を受けた日(第3項第1号に規定する除却工事について第8条第4項の規定による助成対象内定通知を受けていない場合にあっては、当該除却工事に着手した日)における別表第2の規定により算定するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項第5号、第7条第3項及び別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に第8条第4項の規定による助成対象内定通知を受けた者について適用し、同日前に同項の規定による助成対象内定通知を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙は、この要綱の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に第8条4項の規定による助成対象内定通知を受けた者について適用し、同日前の同項の規定による助成対象内定通知を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙は、この要綱の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の第8条第4項の規定による内定を受けた者については、なお

従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙は、この要綱の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の第8条第4項の規定による内定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙は、この要綱の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の第8条第4項の規定による内定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙は、この要綱の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

以下の敷地面積区分に応じた緑化基準（屋上緑化及び壁面緑化を含む。）を満たすこと。

（1）敷地面積が100㎡以上1,000㎡未満の場合（ただし、敷地の使用又は周囲の状況その他の理由により、以下の基準の適用が困難な場合は、この限りでない。）

緑化面積は、以下のア又はイのうち、いずれか小さい面積以上とすること。

ア 敷地面積 $\times$ $(1 - 0.9) \times \alpha$

イ $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times \alpha$

敷地面積	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 1,000㎡未満
α	0.1	0.2	0.25

（2）敷地面積が1,000㎡以上の場合

緑化面積は、ア又はイのうち、いずれか小さい面積以上とすること。

ア $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.3$

イ $\{\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times 0.72)\} \times 0.3$

（注）緑化面積の算出は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく緑化計画書制度における算出方法による。

別表第2（第7条関係）

費用の区分		助成金の額
除却工事費		除却工事（除却工事後の敷地の整地に要する費用を含む。）の全額とする。ただし、防災都市づくり部長が別に定める単価に除却する老朽木造建築物の木造部分又は危険老朽建築物の延べ面積（一敷地当たり500平方メートルを上限とする。ただし、除却工事後の土地を公共の用に活用することに承諾し、第14条第1項の規定による助成金の交付申請時までに区との間で書面により確認を交わしている場合は、一敷地当たり1,000平方メートルを上限とする。）を乗じて得た額を限度とする。
建築設計・工事監理費	戸建建替 の場合※1	不燃化建築物の建築工事に必要な建築設計・工事監理に要する費用（法第6条第1項に規定する確認の申請書の提出又は法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類の提出に係る費用を除く。）とし、不燃化建築物の1階から3階までの床面積（以下「補助対象床面積」という。）に応じて、防災都市づくり部長が別に定める額とする。
	共同建替 の場合※2	不燃化建築物の建築工事に必要な建築設計・工事監理に要する費用（法第6条第1項に規定する確認の申請書の提出又は法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類の提出に係る費用を除く。）とし、補助対象床面積に応じて、防災都市づくり部長が別に定める額を限度とする。
建築工事費		不燃化建築物の建築工事に要する費用（当該建築工事に係る不燃化建築物の敷地が、防災都市づくり部長が別に定める優先整備路線に接する敷地であって、第6条第2項第3号に規定する前面道路の幅員の区域に該当する部分を含む場合及び当該敷地が法第42条第1項第4号の指定を受けた道路又はその予定の区域に接する場合にあっては、当該建築工事の建築主が、当該土地の道路状の利用及び買収について承諾し、第14条第1項の規定による助成金の交付申請時までに区との間で書面により確認を交わしている場

	合における当該建築工事に要する費用に限る。)とし、補助対象床面積に応じて、防災都市づくり部長が別に定める額とする。
土地測量費	普通財産（法定外公共物）の売払方針（平成15年12月19日付け15荒総経第455号）の規定に基づき不燃化建築物の敷地として法定外公共物の売払いを受けた場合における、当該売払いの申請に伴う土地測量等に要した費用（当該売払いの申請に係る書類の作成及び境界確定に伴う費用等を含む。）の全額とし、土地売買契約書に記載された売買代金を限度とする。

- ※1 一つの建築物に一つの住戸を持つ住居専用建築物、住商併用建築物若しくは住工併用建築物又は商業専用建築物若しくは工業専用建築物の建替えの場合をいう。
- ※2 一つの建築物に複数の住戸を持つ住居専用建築物、住商併用建築物又は住工併用建築物の建替えの場合をいう。